

令和5年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
こども家庭局（こども未来課）			
<p>適切な調定について（収入） 調定について次の不適切な事例が見られた。調定とは地方自治法第231条等の規定に基づき、市が受け入れるべき金額として整理、確定するものである。適切な調定となるよう事務改善されたい。（地方自治法第231条、鳥取市会計規則第13条、16条、18条等） （1）民生費交付金（子育て応援市町村交付金）について、6月に交付決定通知書を受領していたが、10月末時点で調定されていなかった。 対象事業が複数課にわたっており、交付決定通知書では交付決定額の事業内訳が不明であったことが理由とのことであるが、調定方法について関係課と協議の上、交付決定通知受領後は遅滞なく調定されたい。 （2）雑入（過年度分児童扶養手当返納金）のうち、収納推進課に移管しているものについて、10月末時点で調定されていないものがあつた。会計規則では過年度分については4月1日に調定するよう規定されている。 また、2重調定となっているものを把握していたが修正していなかった。 適正な調定となるよう早急に処理するとともに、事務処理マニュアルを作成する等、適切な時期に正しく調定されたい。 （3）母子父子寡婦福祉資金貸付の支払期間猶予にかかる調定において、支払期間猶予の決定日以前の日付で調定しているものがみられた。決定後に調定処理するべきであり、不適切な事務処理である。なお、このことは前回監査でも注意事項としていたものである。事務改善を厳に徹底されたい。</p>	<p>調定について、地方自治法および鳥取市会計規則に基づいた適切な処理を行うよう所属内へ周知しました。 （1）交付決定通知受領後速やかに調定するよう改善します。定期監査後、令和5年度子育て応援市町村交付金の調定を各課で行いました。 （2）雑入について、適切な時期に調定するよう改善します。定期監査後、未調定分の処理、2重調定の修正を行いました。 （3）決定日後に調定処理するよう改善します。 支払期間猶予の調定ではないですが、定期監査後、母子父子寡婦福祉資金繰上償還にかかる調定において、決定後に調定処理を行いました。</p>	R6. 2. 28	